

羽津地区まちづくり推進委員会規約

(目的)

第1条 本委員会は、羽津地区社会福祉協議会（及び/又は羽津地区連合自治会）の諮問を受けて「羽津地区まちづくり構想」（以下、「構想」という。）を実現するための調査・研究、具体化方策の検討などを行い、羽津地区社会福祉協議会（及び/又は羽津地区連合自治会）に答申するとともに、その実施主体の一部を担うことを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会の名称は、「羽津地区まちづくり推進委員会」（以下、「委員会」という。）とする。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構想の具体化方策の検討・提案
- (2) 関係する団体や組織との連絡調整
- (3) まちづくりに関する調査・研究
- (4) 受け皿となる組織などがない案件の実施主体担当
- (5) 住民への情報発信
- (6) その他目的達成に必要な事業

(委員)

第4条 委員会は、下記の委員で構成する。

- (1) 羽津地区社会福祉協議会（又は羽津地区連合自治会）が推薦する者
 - (2) 委員会が必要と認めた者
- 2 委員の選任に当たっては、目的達成を旨とし、その任に相応しくない者は委員会の議決により排除できるものとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名、会計1名、書記若干名の役員を置く。

- 2 役員は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故があった時又は委員長が欠けた時にはその職務を代行する。
- 6 会計は、委員会の経理を処理する。
- 7 書記は、委員会の記録を作成・管理する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として月1回開催するほか、委員長が必要と認めた時に随時開催することができる。

- 2 委員は、3名以上の連名で委員会の開催を要求することができる。この場合、客観的に判

断して合理的と認められる理由がない限り、委員長は委員会を開催しなければならない。

- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員会は委員の半数以上の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(分科会)

第7条 委員会が必要と判断した場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、以下の者で構成する。
 - (1) 委員3～5名
 - (2) 設置目的に関係する団体等
 - (3) 目的達成に必要な力量・経験等を有する者で委員会（分科会発足後は分科会）が必要と認められた者
- 3 分科会には、会長1名、副会長1名、書記1～2名を置く。選任は、構成員の互選による。
- 4 分科会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、羽津地区市民センター内に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成23年6月15日から仮施行する。
2. この規約の施行をもって、「羽津地区まちづくり検討委員会規約」を廃止し、「羽津地区まちづくり検討委員会」を解散する。
3. 現在、羽津地区社会福祉協議会及び羽津地区連合自治会では組織の再編・見直しの検討に着手しており、その結論が出るまでの間は、第4条第1項の規定にかかわらず、「羽津地区まちづくり検討委員会」の構成員を持って委員とする。本規約も当該再編後に見直しを行い、正式施行に移行する。